



平成26年11月19日

各位

会社名 イーピーエス株式会社  
代表取締役会長 巖 浩  
代表取締役社長 田代 伸郎  
(コード番号：4282 東証一部)  
問合せ先責任者 取締役グループ管理センター  
副センター長 折橋 秀三  
電話番号 03-5684-7873

### 会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結 及び定款の変更（商号及び事業目的等の一部変更）に関するお知らせ

当社は、平成26年6月23日付「持株会社体制への移行に伴う分割準備会社設立に関するお知らせ」において持株会社体制へ移行する旨を公表いたしました。その一環として、平成26年11月19日開催の当社取締役会において、平成27年1月1日を効力発生日として、当社が臨床開発支援サービス事業（CRO事業）（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を、当社の完全子会社であるイーピーエス分割準備株式会社（以下「準備会社」といいます。）に吸収分割の方法により承継させること（以下「本件分割」といいます。）を決議し、準備会社との間で本件分割に係る吸収分割契約（以下「本件分割契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記Ⅰ.のとおりお知らせいたします。

本件分割の効力発生は、平成26年12月19日開催予定の当社定時株主総会における承認決議及び準備会社において必要とされる所管官公庁の許認可等が取得されること等を条件としております。

また、当社は、平成26年11月19日開催の当社取締役会において、「EPSホールディングス株式会社」へとその商号を変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業内容に合わせて変更すること等を内容とする定款変更（以下「本件定款変更」といいます。）を行う旨を決議いたしましたので、併せて下記Ⅱ.のとおりお知らせいたします。

本件定款変更は、平成26年12月19日開催予定の当社定時株主総会における承認決議が取得されること等を条件としております。

なお、本件分割は、当社の完全子会社へ事業部門を承継させる吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

## 記

### I. 会社分割による持株会社体制への移行

#### 1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社グループは、基本理念である「価値あるソリューションの創出を通じて、健康産業の発展に貢献します」の実現を目指し、会社（組織）運営メカニズムの明確化、マネジメント機能の強化、グループ経営の推進・管理機能の充実化を推進しております。近年の業容の拡大に伴い、当社は、今期を「グループ経営元年」として、各事業セグメントにおける自主経営の推進、権限と責任の明確化及びバックアップ体制の拡充を図るべく、適切なグループ運営体制に関する検討を進めてまいりました。今般、当社グループがさらなる成長を実現していくためには、各事業セグメントの特性を活かしつつ、グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築する必要があると考え、本件分割を含む一連の組織再編行為により持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

#### 2. 会社分割の要旨

##### (1) 本件分割の日程

吸収分割契約承認取締役会	平成26年11月19日
吸収分割契約締結	平成26年11月19日
定時株主総会基準日	平成26年9月30日
吸収分割契約承認定時株主総会	平成26年12月19日（予定）
吸収分割の効力発生日	平成27年1月1日（予定）
株式の割当交付日	平成27年1月1日（予定）

##### (2) 本件分割の方式

当社を分割会社とし、準備会社を承継会社とする吸収分割です。

##### (3) 本件分割に係る割当ての内容

承継会社である準備会社は、本件分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを分割会社である当社に割当交付します。

##### (4) 本件分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

##### (5) 本件分割により増減する資本金

該当事項はありません。

##### (6) 承継会社が承継する権利義務

準備会社は、本件分割により当社が本事業に関して有する権利義務を承継します。ただし、その性質上承継が困難であるもの等、一部の権利義務を除きます。

(7) 債務履行の見込み

本件分割の効力発生日以後、準備会社が負担することとなる債務につきましては、履行の見込みに問題はないと判断しております。なお、本件分割による債務の承継については、重疊的債務引受けの方法によるものとしております。

3. 分割当事会社の概要

	分割会社 (平成26年9月30日現在)	承継会社 (平成26年7月1日設立時点)
(1) 名称	イーピーエス株式会社	イーピーエス分割準備株式会社
(2) 事業内容	臨床開発支援サービス事業等	臨床開発支援サービス事業等
(3) 設立年月日	平成3年5月30日	平成26年7月1日
(4) 所在地	東京都新宿区津久戸町1番8号	東京都新宿区下宮比町2番23号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 巖 浩 代表取締役社長 田代 伸郎	代表取締役社長 田中 尚
(6) 資本金	1,875百万円	100百万円
(7) 発行済株式数	36,160,000株	2,000株
(8) 決算期	9月30日	9月30日
(9) 従業員数	4,148名(連結)	1名
(10) 大株主及び持株比率	有限会社ワイ・アンド・ジー 26.94% GOLDMAN, SACHS & CO. REG 5.79% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 5.52% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 4.85% BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS 3.32%	当社 100%
(11) 当事会社の関係	資本関係	承継会社の全株式を分割会社が保有しております。
	人的関係	分割会社の取締役が承継会社の代表取締役を兼務しております。また、本件分割に伴い、分割会社から承継会社に対して、役員を派遣、従業員を転籍させる予定です。
	取引関係	主要な取引はありません。なお、本件分割に伴い、分割会社が承継会社の管理業務の一部を受託するとともに、承継会社に対して経営支援を行う予定です。

(12) 直近事業年度の財政状態及び経営成績		
	分割会社 (平成26年9月期連結)	承継会社 (平成26年7月1日現在)
純資産	21,230百万円	100百万円
総資産	34,689百万円	100百万円
1株当たり純資産	533.49円	50,000円
売上高	41,800百万円	—
営業利益	4,491百万円	—
経常利益	4,242百万円	—
当期純利益	1,828百万円	—
1株当たり当期純利益	51.54円	—

- (注) 1. 分割会社は、平成27年1月1日付で「EPSホールディングス株式会社」に商号変更予定です。  
2. 承継会社は、平成27年1月1日付で「イーピーエス株式会社」に商号変更予定です。  
3. 当社の1株当たり指標については、当社が平成26年4月1日付で実施した、普通株式1株を100株とする株式分割を考慮して算出しております。また、従業員持株会信託が所有する当社株式を、算定上の基礎となる期中平均株式数及び期末発行済株式総数から控除して算出しております。  
4. 承継会社である準備会社は、平成26年7月1日に設立されており、確定した直前事業年度が存在しないため、その設立日における純資産及び総資産の金額を記載しております。

#### 4. 分割する事業部門の内容

##### (1) 分割する部門の事業内容

当社が営む臨床開発支援サービス事業（CRO事業）

##### (2) 分割する事業部門の経営成績（平成26年9月期）

	分割事業部門 (a)	当社 (分割前) (b)	比率 (a/b)
売上高	22,369百万円	22,475百万円	99.5%

##### (3) 分割する資産、負債の項目及び金額（平成26年9月30日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	7,273百万円	流動負債	2,111百万円
固定資産	3,346百万円	固定負債	883百万円
合計	10,619百万円	合計	2,994百万円

(注) 分割する資産、負債の金額は、平成26年9月30日現在の貸借対照表を基礎に作成しております。実際に分割する資産及び負債の金額は、上記金額に本件分割の効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定いたします。

## 5. 本件分割後の状況

	分割会社	承継会社
(1)名称	EPSホールディングス株式会社	イーピーエス株式会社
(2)所在地	東京都新宿区津久戸町1番8号	東京都新宿区下宮比町2番23号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役会長 巖 浩 代表取締役社長 田代 伸郎	代表取締役社長 田中 尚
(4)事業内容	株式又は持分の保有を通じたグループ経営の企画・管理、グループ会社の経営管理業務等	臨床開発支援サービス事業等
(5)資本金	1,875百万円	100百万円
(6)決算期	9月30日	9月30日

## 6. 今後の見通し

準備会社は当社の完全子会社であるため、本件分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。また、当社の単体業績につきましては、本件分割後、当社は持株会社となるため、当社の収入については関係会社からの配当収入、経営支援料収入等が中心となり、また、支出については持株会社としてのグループ会社の経営管理機能に係るものが中心となる予定であります。

## Ⅱ. 定款の変更

### 1. 定款変更の目的

本件定款変更は、持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を「EPS ホールディングス株式会社」へと変更し、その事業目的を持株会社としての他社の経営管理等に変更するとともに、その他所要の変更を行うものです。

### 2. 定款変更の内容

本件定款変更の内容は別紙のとおりであります。

(注) 平成 26 年 10 月 10 日付「単元未満株式の買増制度導入および定款の一部変更に関するお知らせ」にてお知らせいたしました買増制度導入に係る定款変更の内容も含まれております。

### 3. 定款変更の日程

定 款 変 更 の た め の 定 時 株 主 総 会           平成 26 年 12 月 19 日

定 款 変 更 の 効 力 発 生 日           平成 27 年 1 月 1 日 (予定)

(注) 現行定款第 18 条 (議事録) に係る定款変更の効力発生日は、平成 26 年 12 月 19 日を予定しております。

## 定款変更の内容

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更定款案
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>イーピーエス株式会社</u>と称し、 英文ではEPS <u>Corporation</u> と表示する。</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>EPSホールディングス株</u> <u>式会社</u>と称し、英文ではEPS <u>Hol</u> <u>dings, Inc.</u>と表示する。</p>
<p>(目的) 第2条 当社は、次の<u>事業を営む</u>ことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品に関する研究開発、臨床・非臨床試験、調査及び試験の企画、立案、支援、情報の収集、処理及び提供並びにコンサルティング業務</p> <p>(1) 医薬品 (2) 医療機器 (3) 医薬部外品 (4) 化粧品 (5) 試薬類 (6) 薬物・農薬・化学物質 (7) 食品 (8) 飲料品 (9) 食品添加物・飼料添加物 (10) 日用品</p> <p>2. 前号の物品に関する製造、生産、販売及び輸出入並びにそのコンサルティング業務</p> <p>3. 第1号における研究開発、臨床・非臨床試験等に伴う諸器具・諸材料の製造、生産、販売及び輸出入</p> <p>4. コンピュータ及びその周辺機器、事務機器、通信機器、電気機器の販売、輸出入及び保守並びにコンサルティング業務</p> <p>5. コンピュータシステム及びソフトウェア</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる<u>事業を営む会社</u> (外国会社を含む。) <u>その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理</u>することを目的とする。</p> <p>(現行どおり)</p>

<p>アの開発、設計、製作、販売、輸出入、保守及び支援並びにコンサルティング業務</p> <p>6. コンピュータを利用した情報ネットワークシステムの開発、設計、製作、販売、輸出入、保守及び支援並びにコンサルティング業務</p> <p>7. インターネット等のネットワークを利用した情報収集・処理・提供サービス及び情報通信サービス並びにそのサービスに関するシステムの開発、設計、製作、販売、輸出入、保守及び支援並びにコンサルティング業務</p> <p>8. 臨床検査支援業務</p> <p>9. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業</p> <p>10. 人材育成のための教育、セミナー、講演会及び研修に関する事業</p> <p>11. 経営コンサルティング業</p> <p>12. 各種マーケティング業</p> <p>13. 出版業及び印刷業</p> <p>14. 広告宣伝業及び広告代理店業</p> <p>15. 不動産の売買、賃貸借及びその仲介並びに管理業</p> <p>16. 動産の賃貸借及びその仲介</p> <p>17. 文具、事務用品、什器の販売及び輸出入</p> <p>18. 有価証券の保有、運用及び売買並びにその他の投資に関する業務</p> <p>19. 金融業</p> <p>20. 総合リース業</p> <p>21. 倉庫業、貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業</p> <p>22. 通訳業及び翻訳業</p> <p>23. 医療施設、保健施設、娯楽施設、飲食施設、宿泊施設及び施術所の運営及び管理</p>	<p>(現行どおり)</p>
---	----------------



<p>24. 旅行業法に基づく旅行業者代理業</p> <p>25. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務</p> <p>26. 各種無体財産権の取得、譲渡及びその仲介</p> <p>27. 電気工事・電気通信工事・建築工事の設計、施工及び請負</p> <p>28. 前各号に付帯する一切の業務 (新設)</p>	<p>(現行どおり)</p> <p><u>② 当社は、前項各号に掲げる事業を営むことができる。</u></p>
<p>第3条から第8条 (条文省略)</p>	<p>第3条から第8条 (現行どおり)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定により請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (新設)</li> </ol>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定により請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></li> </ol>
<p>(新設)</p>	<p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p><u>第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第10条から第17条 (条文省略)</p>	<p>第11条から第18条 (現行どおり)</p>

<p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</u></p>
<p>第19条から第47条 (条文省略)</p>	<p>第20条から第48条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p><u>第1条 第1条及び第2条の変更、第9条第4項及び第10条の新設並びにこれらの新設に伴う条数の繰り下げは、平成27年1月1日に効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>第2条 本附則は、前条に定める定款変更の効力発生後これを削除する。</u></p>

以上